

第13回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年5月5日（火）15：00～15：40

場所 県庁本館12階大会議室

議題1 「国の緊急事態宣言の期間延長について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題2 「香川県における緊急事態措置等について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

国の緊急事態宣言の期間延長にあたり、国の専門家会議の提言及び国から発出された「基本的対処方針」を踏まえ、本県の現状と考え方を分析・整理した上で、今後の香川県における緊急事態措置等を取りまとめた。

まず、感染状況について、本県の新規感染者数については、3月17日から4月11日までは、合計で4例であったが、4月12日からの9日間で24例の感染者が確認され、急増した。4月21日から5月4日までは、感染者は確認されておらず、現時点で、新規の感染者数が一定抑えられていると考えている。

PCR検査の状況については、人口1万人当たりでは17.7人となっており、全国の12.1人を上回っている。また、検査人数に対する陽性者の割合については、本県が1.6%で、全国の9.5%を下回っている。本県でのPCR検査体制は全国的な水準以上にあると考えている。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症に対応できる病床として合計で43病床を確保しており、病床の使用率は約4割（37.2%）となっている。軽症者等に対する宿泊療養施設等の確保については、「チサングランドホテル」（101室分）の借上げを行い、軽症者等の受入れの準備を整えている。

このほか、PCR検査については、今月1日より、県環境保健研究センターに検査機器を増設して検査可能件数を増やすとともに、高松市や丸亀市において、5月中旬に、地域外来・検査センター等が開設され、PCR検査検体の採取場所の拡充による採取検体数の増加が図られる。

人の流れについては、感染拡大以前、また、緊急事態宣言が出された4月7日と比較しても、皆様のご協力により、人の流れが相当程度抑えられている。

これは、「香川県緊急事態」宣言や、いわゆる特措法に基づく外出自粛や休業要請など、各種対策により、県民の皆様や事業者の皆様の行動意識が向上していると考えられる。

一方で、県内の感染者には感染経路が不明となっているケースも見受けられ、また、他の都道府県によっては、感染が拡大している地域が存在しており、県外からの感染リスクの抑制が必要と考えられる。

また、各種の自粛要請等により、県内の経済活動も停滞している。

以上の状況を総合的に判断し、今後の香川県における緊急事態措置等の考え方については、

まずは、引き続き、気を緩めることなく、県内での感染拡大防止対策に全力で取り組むとともに、他の都道府県との移動を防ぎ、県外からの感染リスクを抑制するための対策を講じる必要があると考えられる。

一方、まん延防止を第一としつつ、適切な感染防止対策を徹底的に講じた上で、社会経済活動の維持との両立に向けた取組みに段階的に移行していくことも考えていかなければならない。

このような考え方の下、今後の香川県の緊急事態措置等について取りまとめた。

1. 徹底した外出自粛の協力要請

今回の緊急事態措置の延長により、引き続き本県を含む全都道府県が対象地域となったことに伴い、特に、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛をお願いする。

また、これまでのクラスターの発生状況から、繁華街の接待を伴う飲食店等や「三つの密」のある場などへの外出自粛を協力要請する。

2. 適切な感染防止対策の協力要請

まだまだ、感染拡大の予断を許さないところであるが、これからもコロナ対策を続けていく中で、まん延防止策と社会経済活動の維持との両立が図られるよう、経済活動、事業活動も考えていかななくてはならない。

こうした考え方の下、本県においては、緊急事態宣言の延長に伴う休業要請の延長はしないが、事業者の皆様がそれぞれの業種、施設・店舗の形態にあわせ、適切な感染防止対策を徹底的に講じた上で、事業を行っていただくよう強くお願いする。

この度、国の専門家会議の提言や基本的対処方針などを参考に、新たな取組みの具体例も提示させていただいた。

曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛していただくこと、県外客の利用を自粛する取組み、来訪者の入店時におけるマスク着用など、考えられる感染防止対策は全て講じていただき、感染拡大防止に万全を期した上で、営業していただきたい。

3. 催物（イベント）の開催自粛等の協力要請

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、行事等の引き続きの自粛をお願いする。

特に、県内外からの多くの参加が見込まれる全国的かつ大規模なイベント等については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期していただくようお願いする。

また、50人程度未満の比較的少人数のイベント等については、開催可能とするが、その場合でも、県外からの参加者を極力減らし、三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保といった感染対策を十分に講じた上で開催していただくようお願いする。

4. 県有施設等における対応

栗林公園を含む県有施設については、この度の期間延長に伴い、県外から多くの集客が見込まれる大規模ホールや展示施設、県外からの多くの観光客の誘客につながる県立公園、そのほ

か、屋内スポーツ施設や集団宿泊施設については、引き続き、原則休館とする。

その他の施設については、適切な感染防止対策を講じた上で、準備が整い次第、順次開館していく。

5. 県主催のイベント等

全国的かつ大規模なイベント等については、リスクへの対応が整わない場合は開催の中止・延期、50人程度未満の比較的少人数のイベント等については、同じく3密を徹底的に避け、感染対策を講じた上で開催することとする。

6. 新しい生活様式の徹底

国の専門家会議において、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとされた。

取組みの例として、国の専門家会議が示した「人との接触を8割減らす10のポイント」及び「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」がある。これら新しい生活様式の実践例を参考に、これから日々の生活で継続して実践していただきたい。

また、事業者の皆様には、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進すること、職場においては、感染防止のための取組みを促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いする。

以上、香川県における緊急事態措置等の内容についてご説明したが、ここで、改めてのお願いである。

まずは、県民の皆様へのお願いである。

不要不急の外出を控えていただきたい。改めて強く要請する。特に、都道府県をまたいだ不要不急の移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出、3密のある場所への外出を控えていただきたい。

次に、感染拡大を予防する新しい生活様式を心がけていただきたい。本県の新規感染者数は一定程度抑えられてはいるが、再度感染が拡大する可能性もあり、長丁場に備え、感染拡大を予防する、新しい生活様式に移行していく必要がある。

改めて、具体的に県民の皆様をお願いする。

- ・ 3密を徹底的に避けていただきたい。
- ・ 人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空けていただきたい。
- ・ 体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休んでいただきたい。
- ・ こまめな手洗いや咳エチケットを守るとともに、バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動を取るよういただきたい。

今後は、こうした取組みが県民の皆様の生活のベースとなる。県民の皆様一人一人が意識高くこうした取組みを心がけることによって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、感染収束に繋げていくことができる。

次に、事業者の皆様へのお願いである。

本県においては、休業要請の延長は行わないが、事業者の皆様ご自身の業種や業態、また、店舗、施設の形態に応じ、適切な感染防止対策を徹底的に講じた上で、営業を行うことで、まん延防止を第一としつつ、社会経済活動の維持との両立が可能になるものと考えている。

これまでも、幾度となく、私から事業者の皆様に対して、具体的な取り組み例をお示しし、ご協力をお願いしてきたところであるが、一層の感染防止対策の徹底をお願いする。

新たな対策として、曜日や時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛していただきたい。

なんとしても県外からの感染流入を食い止めるため、例えば、店頭、HPによる周知により、県外客の利用自粛を促す対策を行っていただきたい。

さらに、出入りの多い店舗等におかれては、来訪者への入店時におけるマスクの着用をお願いしていただくとともに、他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にするとした工夫、手や口が触れる、コップや箸などは適切に洗浄・消毒を行うこと、会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止するなど、一層の感染防止対策をお願いする。

県民の皆様の行動変容と事業者の皆様の感染防止対策の徹底が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、そして、感染収束に繋がっていくことを強く意識していただき、御理解とご協力をお願いする。

私としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束に向けて、気を緩めることなく、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれては、引き続きのご理解、ご協力をお願いする。

議題3「県立学校の臨時休業の今後の取扱いについて」

教育長から資料に沿って説明

本部長発言

この度、感染拡大防止に万全を期すため、県立学校の臨時休校を延長したものであり、小中学校を所管する市町教育委員会、また、県内の私立学校や関係先にも、この趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いしたい。

また、市町において臨時休校の延長を行う場合には、学童保育の確保について、よろしくお願ひしたい。

関係者の皆様の健康と安心を確保し、感染拡大を防止するため、再度の休校とすることを児童生徒の皆さん、保護者の皆さん、教職員の皆さんにはご理解いただきたい。

あわせて、高校生の皆さんにはこの期間、不要不急の外出を厳に慎んでいただきたい。

その他

健康福祉部長及び農政水産部長から資料に沿って説明

(県立保健医療大学及び県立農業大学校の休校期間の延長)

本部長発言

昨日、期間延長されたが、新型コロナウイルスとの闘いには新しい生活様式など、長丁場を取り組んでいかなければならないことから、今後、まん延防止と社会経済活動の維持を両立させるために必要な経済対策について、各部局において検討を進めていっていただきたい。

いずれにしても、依然として予断を許さない状況であり、県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、各部局が一丸となり、気を引き締めて、事態に当たっていただき、感染収束に向けて全力を傾けていただきたい。